

廃炉・汚染水対策福島評議会運営要領(案)

平成26年2月17日
廃炉・汚染水対策福島評議会

廃炉・汚染水対策福島評議会(以下「評議会」という。)の運営要領を次のように定める。

(評議会の運営)

第1条 評議会の議事の手続その他評議会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(開催)

第2条 評議会は、議長が招集する。

2 構成員は、議長に評議会の招集を求めることができる。

(関係者の出席)

第3条 構成員及び規制当局が、評議会を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

2 議長は、必要に応じ、構成員及び規制当局以外の者を評議会に出席させることができる。

(評議会の公開等)

第4条 評議会は、原則として公開とする。ただし、議長が、不開示情報を含むなど公開に適さないと認める場合には、非公開とすることができる。

2 評議会の配布資料は、原則として公表する。ただし、議長が、不開示情報を含むなど公開に適さないと認める場合には、非公表とすることができる。

(議事録)

第5条 議長は、評議会の議事録を作成し、構成員及び規制当局の確認を得た上で、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、議事録に不開示情報を含むなど公表が適当でないと認める場合には、非公表とすることができる。

3 前項の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公表するものとする。

(廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議への報告)

第6条 評議会での議論の内容等については、必要に応じて、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 評議会の庶務は、原子力災害対策本部廃炉・汚染水対策チーム事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。